

パブリック・コメントに寄せられたご意見の要旨とご意見に対する本市の考え方

番号	ご意見の要旨	ご意見に対する本市の考え方
支援の対象		
1	支援対象の上限が10歳未満から小学生6年生までとなったことは、評価します。 しかも、その児童は、保護者が労働等により昼間家庭にいないものとし、明確に留守家庭児童を対象とした事業としたことは重要と考えます。	国基準において、放課後児童健全育成事業の一般原則として、支援の対象、事業の目的と役割が明記されており、この国基準どおりとしております。
2	学童保育は、働く親にとって必要な事業。条例に事業の目的と役割を明記して下さい。	
施設・設備		
3	学童保育は、生活の拠点として継続して使用できる専用室の確保は不可欠です。毎日、生活用品を持ち帰ることはできません。利用時間のみ場所を使えばいいものではありません。	国の「放課後児童クラブの基準に関する専門委員会」（以下「専門委員会」といいます。）の報告書において、「専用室・専用スペースは、生活の場としての機能が十分に確保される場所であって、放課後児童クラブの児童が事業の実施時間帯を通じて専用で利用できる部屋又はスペース」とされたことにより国基準が定められたことを踏まえ、国基準どおりとしております。
4	「専用区画」ではなく、「専用の施設」または「専用の部屋」としてください。	
5	現行の補助要綱でも土地建物は、継続して本事業用に使用できることとなっています。現在の要綱基準より引き下げることになるので、生活の拠点として継続して使用できる専用室を確保すると明記して下さい。	
6	体調が悪いときに静養できるスペースを確保してほしい。	専門委員会の報告書において、「その設置の方法は、児童の安全、健康、衛生面に配慮しつつ、各クラブの実情に応じたものとすべき」とされており、専用区画の中に静養するための機能を備えることを可能として国基準が定められたことを踏まえ、国基準どおりとしております。
7	専用区画について、「利用者に支障がない場合は、その限りではない」は何をもって支障がないと判断できるのかが、あいまいなので、この一文は削除すべきと思います。	専門委員会の報告書において、「放課後児童クラブを利用しない児童とともに遊びや生活の時間を過ごすことは、児童の健全な育成を図る観点からむしろ望ましい場合もある」とされたことにより国基準が定められたことを踏まえ、国基準どおりとしております。
8	専用室の確保なしに、児童の生活の場は成立しません。「利用者に支障がない場合はその限りではない」という文言は削除してください。	
9	児童一人当たり面積は、1.65㎡ではなく、現行補助要綱の1.75㎡として下さい。	専門委員会の報告書において、「児童1人当たりおおむね1.65㎡以上」とすることが適当」とされたことにより国基準が定められておりますが、現行の補助要綱の基準を踏まえ、今後検討してまいります。
10	児童一人当たりの面積を、保育所2歳児以上の基準である1.98㎡以上にして下さい。	
11	児童一人当たりの面積の1.65㎡は、子供がのびのびと生活をする場所としては、狭いため2㎡以上にしたい。	
12	公営住宅など優先的に学童保育の施設として提供して欲しい。	公営住宅、市立小学校など公立施設の放課後児童クラブ（以下「クラブ」といいます。）への貸与等について、条例で定めることは適切ではないと考えます。ちなみに、公共施設のクラブへの貸与等行う予定はありません。
13	学童保育に対して、小学校の空き教室を使わせてほしい。	

14	学童保育の充実は重要な政策課題であり、補助金は必須です。学童保育の財政基盤を強固にし、より多くの児童を受け入れるためにも補助金の増額を、ぜひお願いいたします。	補助金の制度及び金額につきましては、本パブリックコメントの対象ではありません。
15	基準は妥当と考えるが、実現の為に、実施場所の提供ないし家賃等への十分な補助が必要である。	
16	生活の拠点として、必用な設備・備品等を備える整えるにはお金がかかるので、補助金を増額してほしい。	

職員数及び資格

17	職員は2名以上配置するとあるが、10人ランクの学童保育では予算的にかなり厳しいところがあります。大阪市はその分の人件費を補助金に増額して下さい。	本パブリックコメントは、条例骨子案でお示しする設備及び運営に関する基準についてご意見をいただくものであり、補助金の制度及び金額についてのもではありません。ちなみに、国からは本基準の財政的な裏付けとなる予算等は示されておらず、本市としても対応は未定です。
18	指導員の複数配置を行なってもらえるのは非常にありがたいことですが、予算の確保も合わせてお願いします。	
19	児童数に関係なく、支援単位ごとに2人以上の指導員を配置することは難しいため、30名以上の場合は2名以上とするなど、学童保育の人数規模に合わせた基準が望ましい。	ご意見の内容につきましては、児童福祉法第34条の8の2において、市町村は条例を定めるにあたって、厚生労働省令で定める基準(国の基準)に従うこととされており、国基準どおりとしております。
20	職員は児童10名に対して1名の配置となるようにしてほしい。	
21	3人以上を基本とし、児童数によって増員させるべき	
22	支援員の資格要件で示された「類似事業従事者」の扱いについては、削除を求めます。学童保育の指導員には独自の資格が必要であり、大阪市として独自の資格制度を設けて下さい。	
23	指導員は、保育士、幼稚園教諭、小学校教諭など子どもに関する資格を必ず持っているようにしてほしい。	
24	20人未満のクラブについて、2人以上の職員配置を原則としつつ、その他利用者に支障がない場合、職員1名が併設する施設との兼務を可とするという、この文言は削除すべきである。	
25	職員2名について専従との記載がないが、専従とすべき。	
26	「放課後児童支援員」を「学童保育指導員」の名称にしてほしい。	専門委員会の報告書において、「児童の発達段階に応じた主体的な生活や遊びが可能となるよう支援を行うことが適当」とされていることを踏まえ、国の基準では「放課後児童支援員」の呼称を採用しており、本市としても「放課後児童支援員」が適当と考えております。
27	指導員について、専従、正規職員、資格ありとなるようにして、採用を増やしてほしい。	採用形態については、各クラブが定めるものであり、本条例で一律に定めることは適切ではないと考えます。

児童集団の規模		
28	児童の集団を40人までとすることは、小規模の方が大人の目の届くという保育の観点から見て良いことだと思います。「おおむね」ではなく、「40人までとする」と明記してください。	専門委員会の報告書において、「児童の集団の規模はおおむね40人までとすることが適当」とされたことにより国基準が定められたことを踏まえ、国基準どおりとしております。
29	「おおむね40人以下」とする支援の単位について、「一支援の単位」ではなく、「一学童保育の単位」という表記に変更して下さい。	
30	規模が小さい学童保育では、保護者の金銭負担が多くなるので、支援の単位は50人以上にしてほしい。	
31	40人以上のクラブは分けて運営するとあるが、十分な指導員数があれば40人以上でも、複数の児童の集団に分けたり、複数のクラブに分割する必要はないと思う。	
開所日数		
32	国基準の1年につき250日以上から、大阪市基準として1年につき291日以上と増やした41日について、想定する内訳を明示いただきたい。	日曜日・祝日及び年末・年始を除く期間について開所することを想定し、291日としております。
33	開所日数を291日以上としてもらえているのは、就労支援として非常に良いことだと思います。	
34	開所日数は年間285日程度でも支障はない。	
35	年間の開所日数は、省令(国基準)の250日程度にしてください。	
開所時間		
36	学童保育の指導員は、子どもがいる時間のみが勤務時間ではありません。打ち合わせや保育準備など多くの仕事があり、午前中も勤務しており、平日につき7時間以上、休日は8時間以上として下さい。	専門委員会の報告書において、放課後健全育成事業所を開所する時間は「平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、地域の実情や保護者の就労状況を考慮して、事業を行うものが定めることが適当」とされたことにより国基準が定められたことを踏まえ、国基準どおりとしております。
37	「開所時間」とは、児童を受け入れる時間のことであると思うが、指導員の準備時間も加味した「勤務時間」も含める必要があると考える。	
38	平日につき、1日6時間30分以上、休日につき1日11時間以上開所できるよう要望します。	
39	平日5時間以上、土日10時間以上は必要です。	
その他		
40	長時間の保育となるので、おやつ配付は必須として欲しい。そのための調理設備を備え、自分達で準備することで教育の場になれば良いと思います。	事業内容等につきましては、各クラブが定めるものであり、本条例で一律に定めることは適切ではないと考えます。
41	英語や体育・音楽・絵画など、有料でも良いので、子どもたちが自分たちの世界を広げられる多様なプログラムを用意して欲しいです。放課後事業の内容の充実を求めます。	

大阪市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第34条の8の2第1項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例における用語の意義は、法の例による。

(放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準)

第3条 第1条の基準は、次条及び第5条に定めるもののほか、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号。以下「設備運営基準」という。）（第9条第2項及び第18条第2項を除く。）に定めるところによる。

(専用区画の面積)

第4条 専用区画（設備運営基準第9条第1項に規定する専用区画をいう。）の面積は、児童1人につきおおむね1.75平方メートル以上でなければならない。

(開所日数)

第5条 放課後児童健全育成事業を行う者は、放課後児童健全育成事業所（設備運営基準第5条第5項に規定する放課後児童健全育成事業所をいう。）を開所する日数について、1年につき291日以上範囲内で、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該放課後児童健全育成事業所ごとに定める。

(設備運営基準等の改正に伴う経過措置)

第6条 設備運営基準（設備運営基準を改正する命令を含む。）の改正により、現にこの条例の規定による基準に適合している放課後児童健全育成事業が当該基準に適合しないこととなる場合における必要な経過措置については、市規則で定める。

(施行の細目)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、市長が定める。

(参考)

児童福祉法（抄）

第34条の8の2 市町村は、放課後児童健全育成事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならない。この場合において、その基準は、児童の身体的、精神的及び社会的な発達のために必要な水準を確保するものでなければならない。

省 略

○厚生労働省令第六十三号

児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第三十四条の八の二第二項の規定に基づき、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を次のように定める。

平成二十六年四月三十日

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準

厚生労働大臣 田村 憲久

(趣旨)

第一条 児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)以下「法」という。第三十四条の八の二第二項の厚生労働省令で定める基準(以下「設備運営基準」という)は、次の各号に掲げる基準に依り、それぞれ当該各号に定める規定による基準とする。

一 法第三十四条の八の二第一項の規定により、放課後児童健全育成事業(法第六条の三第二項に規定する放課後児童健全育成事業をいう。以下同じ。)に従事する者及びその員数について市町村(特別区を含む。以下同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第十条(第四項を除く。)及び附則第一条の規定による基準

二 法第三十四条の八の二第二項の規定により、放課後児童健全育成事業に従事する者及びその員数以外の事項について市町村が条例を定めるに当たつて参酌すべき基準 この省令に定める基準のうち、前号に定める規定による基準以外のもの

2 設備運営基準は、市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)の監督に属する放課後児童健全育成事業を利用して児童(以下「利用者」という)が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員(以下「職員」という)の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

3 厚生労働大臣は、設備運営基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準の目的)

第二条 法第三十四条の八の二第一項の規定により市町村が条例で定める基準(以下「最低基準」という)は、利用者が、明るくて、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

(最低基準の向上)

第三条 市町村長は、その管理に属する法第八条第四項に規定する市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴き、その監督に属する放課後児童健全育成事業を行う者(以下「放課後児童健全育成事業者」という。)に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 市町村は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

(最低基準を常に向上させるように努めるものとする。)

第四条 放課後児童健全育成事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしていない放課後児童健全育成事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(放課後児童健全育成事業者の一般原則)

第五条 放課後児童健全育成事業における支援は、小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないものにつき、家庭、地域等との連携の下、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となるよう、当該児童の自主性、社会性及び創造性の向上、基本的な生活習慣の確立等を図り、もつて当該児童の健全な育成を図ることを目的として行われなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、利用者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

3 放課後児童健全育成事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該放課後児童健全育成事業者が行う放課後児童健全育成事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

4 放課後児童健全育成事業者は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

5 放課後児童健全育成事業を行う場所(以下「放課後児童健全育成事業所」という。)の構造設備は、採光、換気等利用者の保健衛生及び利用者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(放課後児童健全育成事業者と非常災害対策)

第六条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的にこれを行わなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の一般的要件)

第七条 放課後児童健全育成事業において利用者の支援に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性及び倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実務について訓練を受けた者でなければならない。

(放課後児童健全育成事業者の職員の知識及び技能の向上等)

第八条 放課後児童健全育成事業者の職員は、常に自己研鑽に励み、児童の健全な育成を図るために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(設備の基準)

第九条 放課後児童健全育成事業所には、遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画(以下この条において「専用区画」という。)を設けるほか、支援の提供に必要な設備及び備品等を備えなければならない。

2 専用区画の面積は、児童一人につきおおむね一・六五平方メートル以上でなければならない。

3 専用区画並びに第一項に規定する設備及び備品等(次項において「専用区画等」という。)は、放課後児童健全育成事業所を開設している時間帯を通じて専ら当該放課後児童健全育成事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 専用区画等は、衛生及び安全が確保されたものでなければならない。

(職員)

第十条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに二人以上とする。ただし、その一人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。)をもつてこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令第三十六号)による中等学校を含む)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業業者等」という。)であつて、一年以上児童福祉事業に従事した者

四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者

五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことに

より、同法第九十二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業業者等であり、かつ、一年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたと

第十 第二項の支援の単位は、放課後児童健全育成事業における支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいふ。一の支援の単位を構成する児童の数は、おおむね四十人以下とする。

5 放課後児童支援員及び補助員は、支援の単位ごとに専ら当該支援の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者が二十人未満の放課後児童健全育成事業所であつて、放課後児童支援員のうち一人を除いた者又は補助員が同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事している場合その他の利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者平等に取扱い原則)

第十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の国籍、信条又は社会的身分によつて、差別的取扱

いをしてはならない。

(虐待等の禁止)
第十二条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)
第十三条 放課後児童健全育成事業者は、利用者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。
2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
3 放課後児童健全育成事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(運営規程)
第十四条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 開所している日及び時間
- 四 支援の内容及び当該支援の提供につき利用者の保護者が支払うべき額
- 五 利用定員
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 事業の利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他事業の運営に関する重要事項

(放課後児童健全育成事業者が備える帳簿)
第十五条 放課後児童健全育成事業者は、職員、財産、収支及び利用者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)
第十六条 放課後児童健全育成事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
2 放課後児童健全育成事業者は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)
第十七条 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関する利用者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 放課後児童健全育成事業者は、その行った支援に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。
3 放課後児童健全育成事業者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が行う同法第八十五条第一項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

(開所時間及び日数)
第十八条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する時間について、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める時間以上を原則として、その地方における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

- 一 小学校の授業の休業日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき八時間
- 二 小学校の授業の休業日以外の日に行う放課後児童健全育成事業 一日につき三時間

2 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所を開所する日数について、一年につき二百五十日以上を原則として、その地方における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況を考慮して、当該事業所ごとに定める。

(保護者との連絡)
第十九条 放課後児童健全育成事業者は、常に利用者の保護者と密接な連絡をとり、当該利用者の健康及び行動を説明するとともに、支援の内容及び協力を得るよう努めなければならない。

(関係機関との連携)
第二十条 放課後児童健全育成事業者は、市町村、児童福祉施設、利用者の通学する小学校等関係機関と密接に連携して利用者の支援に当たらなければならない。

(事故発生時の対応)
第二十一条 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、当該利用者の保護者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
2 放課後児童健全育成事業者は、利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附則
(施行期日)
第一条 この省令は、子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成二十四年法律第六十七号)の施行の日から施行する。

(職員の経過措置)
第二条 この省令の施行の日から平成三十二年三月三十一日までの間、第十条第三項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したもの(平成三十二年三月三十一日までに修了することを予定している者を含む。)」とする。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準 本市条例と厚労省令とのポイント比較

条項	基準の内容		本市条例
	項目	基準	
第5条 (参酌基準)	支援の対象	●小学校に就学している児童であつて、その保護者が労働等により昼間家庭にいないもの。	●国基準どおり
第9条 (参酌基準)	施設・設備	●遊び・生活の場としての機能、静養するための機能を備えた区画を設けるほか、支援の提供に必要な設備・備品等を備えなければならない。また、これらは当該放課後児童健全育成事業所を開所している時間帯を通じて専らその用に供するものでなければならない。 ●児童1人につきおおむね 1. 65㎡以上でなければならない。	●国基準どおり ●児童1人につきおおむね 1. 75㎡以上でなければならない
第10条 (従うべき基準)	職員数及び資格	職員は2人以上配置すること。そのうち1人以上は「放課後児童支援員」として、別掲各項のいずれかに該当する者とし、都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならない。 ※20人以下のクラブについては、職員の員数は2人以上の配置を原則としつつ、併設する施設の職員等が兼務可能な場合は1人も可とする(この場合の専任職員は「放課後児童支援員」であること)。	●国基準どおり
第10条 (参酌基準)	児童の集団の規模	おおむね40人までとする。 ※児童数がおおむね40人を超えるクラブについては、複数のクラブに分割して運営するか、1つのクラブの中で、複数の児童の集団に分けて対応するよう努めること。	●国基準どおり
第18条 (参酌基準)	開所日数	1年につき250日以上を原則とし、当該地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	●年間291日以上の範囲内で、その地域における児童の保護者の就労日数、小学校の授業の休業日その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。

条項	基準の内容		本市条例
	項目	基準	
第18条 (参酌基準)	開所時間	平日につき1日3時間以上、休日につき1日8時間以上を原則とし、当該地域における児童の保護者の労働時間、小学校の授業の終了の時刻その他の状況等を考慮して、当該事業所ごとに定める。	●国基準どおり
①第6条 ②第11条 ③第12条 ④第13条 ⑤第16条 ⑥第17条 ⑦第19条 ⑧第20条 ⑨第21条 (参酌基準)	①非常災害対策 ②取り扱いの平等 ③虐待等の禁止 ④衛生管理に関すること ⑤秘密の保持に関すること ⑥苦情への対応 ⑦保護者との連携 ⑧関係機関との連携 ⑨事故発生時の対応等	左記のとおり	●国基準どおり

(別掲)

放課後児童支援員について

放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であって、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

- 一 保育士の資格を有する者
- 二 社会福祉士の資格を有する者
- 三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和十八年勅令 第三十六号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であって、二年以上児童福祉事業に従事したもの
- 四 学校教育法の規定により、幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者
- 五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学が認められた者
- 七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- 九 高等学校卒業者等であり、かつ、二年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市町村長が適当と認めたもの

※附則第2条 上記「修了したもの」は「修了した者(平成32年3月31日までに修了すること予定しているものを含む)」とする

交付要件等	大阪市留守家庭児童対策事業 補助金交付基準(26年度)		大阪市留守家庭児童対策事業 補助金交付基準(27年度)案		放課後児童健全育成事業等(国)					
基準開設日数	年間291日以上		年間291日以上		年間250日以上					
開設時間	平日3時間以上・ 学校長期休暇期間等8時間以上		平日3時間以上・ 学校長期休暇期間等8時間以上		平日3時間以上・学校長期休暇期間等8時間以上					
交付の単位	事業者ごと		支援の単位ごと		支援の単位ごと					
対象・児童数	留守家庭児童・登録児童数(週4日以上)10人以上※障がい児については中高生も対象		留守家庭児童・登録児童数(毎日利用+一時利用平均/週4日以上)10人以上 ※障がい児については中高生も対象		留守家庭児童・登録児童数(毎日利用+一時利用平均)10人以上					
実施場所	児童1人あたり1.75㎡の本事業用スペース		児童1人あたり1.75㎡の本事業用スペース		児童1人あたり1.65㎡の本事業用スペース					
職員	事業実施のための職員確保(1人以上)		支援の単位ごとに2名以上。 うち1人以上は有資格者(放課後児童支援員)		支援の単位ごとに2名以上。 うち1人以上は有資格者(放課後児童支援員)					
項目	区分・対象要件		区分・対象要件		区分・ 対象要件	基準額等		区分・ 対象要件	基準額等	
	基準開設日数	291日の場合 (年額)	基準開設日数	291日の場合 (年額)		基準開設日数	250日以上 (年額)		291日の場合 (年額)	基準開設日数
運営費	10~19人	2,123,000	10人	2,332,000	10人	1,717,000	2,332,000	46人	3,676,000	4,291,000
			11人	2,359,000	11人	1,744,000	2,359,000	47人	3,646,000	4,261,000
			12人	2,385,000	12人	1,770,000	2,385,000	48人	3,616,000	4,231,000
			13人	2,412,000	13人	1,797,000	2,412,000	49人	3,586,000	4,201,000
			14人	2,438,000	14人	1,823,500	2,438,000	50人	3,556,000	4,171,000
			15人	2,465,000	15人	1,850,000	2,465,000	51人	3,526,000	4,141,000
			16人	2,491,000	16人	1,876,000	2,491,000	52人	3,496,000	4,111,000
			17人	2,518,000	17人	1,903,000	2,518,000	53人	3,466,000	4,081,000
			18人	2,544,000	18人	1,929,000	2,544,000	54人	3,436,000	4,051,000
			19人	2,571,000	19人	1,956,000	2,571,000	55人	3,406,000	4,021,000
	20~35人	2,382,000	20人	3,905,000	20人	3,290,000	3,905,000	56人	3,376,000	3,991,000
			21人	3,931,000	21人	3,316,000	3,931,000	57人	3,346,000	3,961,000
			22人	3,957,000	22人	3,342,000	3,957,000	58人	3,316,000	3,931,000
			23人	3,983,000	23人	3,368,000	3,983,000	59人	3,286,000	3,901,000
			24人	4,009,000	24人	3,394,000	4,009,000	60人	3,256,000	3,871,000
			25人	4,035,000	25人	3,420,000	4,035,000	61人	3,226,000	3,841,000
			26人	4,061,000	26人	3,446,000	4,061,000	62人	3,196,000	3,811,000
			27人	4,087,000	27人	3,472,000	4,087,000	63人	3,166,000	3,781,000
			28人	4,113,000	28人	3,498,000	4,113,000	64人	3,136,000	3,751,000
			29人	4,139,000	29人	3,524,000	4,139,000	65人	3,256,000	3,871,000
30人	4,165,000	30人	3,550,000	4,165,000	66人	3,076,000	3,691,000			
31人	4,191,000	31人	3,576,000	4,191,000	67人	3,046,000	3,661,000			
32人	4,217,000	32人	3,602,000	4,217,000	68人	3,016,000	3,631,000			
33人	4,243,000	33人	3,628,000	4,243,000	69人	2,986,000	3,601,000			
34人	4,269,000	34人	3,654,000	4,269,000	70人	2,956,000	3,571,000			
35人	4,295,000	35人	3,680,000	4,295,000	71人以上	2,917,000	3,532,000			
36人以上	2,641,000	36~45人	4,321,000	36~45人	3,706,000	4,321,000				
障がい児加算 (年額)	1人あたり (4日以上利用)	382,000	428,000円		1支援の単位あたり		1,712,000円			
	1人あたり (3日以上利用)	286,000	321,000円		1支援の単位あたり 5人以上		3,424,000円			
時間延長加算	午後7時以降 開設(年額)	309,000	(平日)292,000円		1日6時間を超え、かつ18時を超える開設の場合 292,000円×18時を超え、かつ18時を超える時間の年間平均時間数					
			(長期休暇等)393,000円		1日8時間を超えて開設の場合 131,000円×8時間を超える年間平均時間数					
開設日数加算 (日額)	292~300日	13,000	15,000円		251~300日(日額)		15,000円			
備考										